

# 職員募集のお知らせ（岐阜県立岐阜本巣特別支援学校）

以下のとおり、岐阜県教育委員会会計年度任用職員を募集します。

## 募集概要

職名	県立特別支援学校補助職員（屋内労務作業） （給食配膳員）
募集人数	4名（1日1時間勤務4名）
所属名・勤務地	岐阜県立岐阜本巣特別支援学校（岐阜市西秋沢2-363-1）
業務内容	給食配膳等に関する業務
任期	令和3年4月1日から令和4年3月31日
勤務日、勤務時間及び 休憩時間等	毎週月曜日から金曜日（週4～5日） 勤務時間 1日1時間勤務：11：00～12：00 ○勤務を要する日及び勤務時間の割振りは勤務する学校長が定めます。
所定勤務時間を超える 勤務の有無	無
週休日、休日	週休日 土曜日・日曜日 休日 国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日） ※土日に学校行事等を行い、週休日を振り替えることがあります。 （基本的に夏季・冬季・春季休業等長期休業の勤務はありません。）
報酬	○報酬額は、学校卒業後、民間企業等における職歴その他を勘案のうえ、県が定める条例・規則に基づき決定 （時給936円～1130円） ○勤務する月の翌月の21日に支給 ○次の全ての条件を満たす会計年度任用職員は、期末手当の支給対象となる （i）任用期間が6月以上であること （ii）1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分以上であること（※注1） ○次の全ての条件を満たす会計年度任用職員は、勤務実績に応じた増額報酬の支給対象となります。 （i）職務に一定の専門性があること（非常勤専門職に相当する職であること） （ii）任用期間が6月以上であること （iii）1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分以上であること（※注1） ○期末手当及び増額報酬は6月・12月に支給します。

	<p>(※注1)</p> <p>期末手当、増額報酬における「1週間当たりの正規の勤務時間」とは、【年間の総勤務見込時間】を【全任用期間の週数】で除した時間になります。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任用期間4/7～3/25 (全任用期間の週数：50週)</li> <li>・年間の総勤務見込時間：700時間</li> <li>・1週間当たりの正規の勤務時間…700時間÷50週＝14時間</li> </ul> <p>○定期昇給なし</p> <p>○通勤距離に応じて通勤手当に相当する費用弁償を支給</p>
<p>社会保険、労災保険及び雇用保険</p>	<p>○次の(i)または(ii)の要件を満たす会計年度任用職員は、社会保険(健康保険及び厚生年金保険)の加入対象となります。</p> <p>(i) 勤務時間が常勤職員の4分の3以上である者</p> <p>(ii) 勤務時間が常勤職員の4分の3未満であり、以下の4要件を全て満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週の所定労働時間が20時間以上であること(※注2)</li> <li>・報酬の月額が8.8万円以上であること</li> <li>・任用期間が1年以上見込まれること(※注3)</li> <li>・学生でないこと</li> </ul> <p>(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律及び公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律による)</p> <p>○次の全ての要件を満たす会計年度任用職員は、雇用保険の加入対象となります。</p> <p>(i) 週の所定労働時間が20時間以上であること(※注2)</p> <p>(ii) 31日以上継続して雇用される見込みであること</p> <p>(iii) 雇用保険の適用事業所に雇用されていること</p> <p>(雇用保険法による)</p> <p>(※注2)</p> <p>社会保険、雇用保険における「週の所定労働時間」とは、【年間の総勤務見込時間】を【全任用期間の週数】で除した時間になります。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任用期間4/7～3/25 (全任用期間の週数：50週)</li> <li>・年間の総勤務見込時間：850時間</li> <li>・1週間当たりの正規の勤務時間…850時間÷50週＝17時間</li> </ul> <p>(※注3)</p> <p>「任用期間が1年」とは、4/1～3/31の場合を指します。</p>

○受験資格(欠格条項)について

次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくな

るまでの者

- ・岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・県と特別な利害関係のある営利企業等（※）に兼業する者

※ 例えば、補助金等の割当や交付等を行っている場合、物件の使用、権利の設定等について許認可を行っている場合などの関係、または、工事契約や物品購入契約等の契約関係がある企業をいいます。

○当初予算成立について

本採用は、「令和3年度岐阜県の予算の成立」を前提に実施します。

そのため、令和3年第1回岐阜県議会定例会（例年2月開会）において、各事業に係る予算案が可決成立しない場合は、採用を行いませんので、予めご了承願います。

なお、このことに伴い、貴方に損害が生じた場合にあっては、県ではその損害について一切負担しません。

○その他留意事項

- ・採用後1カ月は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式採用となります。
- ・地方公務員法に定める、服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されます。
- ・同法に定める、懲戒処分（戒告、減給、停職、免職）及び分限処分（休職、降給、降任、免職）を受けることがあります。
- ・選考によらず、直近の勤務実績（人事評価）を基に、2回を限度として再度の採用を行うことがあります。
- ・会計年度任用職員として一度退職されたのち、他の任命権者（※）で改めて採用された場合、期末手当の期間率及び育児休業の取得要件である勤務期間は通算できません。  
※ 任命権者とは知事部局、教育委員会、公安委員会、その他各種委員会等（人事委員会、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局など）をいいます。
- ・同一の任命権者内において他の会計年度任用職員として勤務している（する）場合、週の勤務時間が計38時間45分または1日の勤務時間が7時間45分を超過することはできません。

## 試験内容

試験内容	面接及び書類選考
試験日時（予定）	試験日時については、書類選考の結果により個別でご連絡いたします。
試験会場	岐阜県立岐阜本巣特別支援学校

## 合格発表

合格発表日（予定）	令和3年 3月5日（金）
-----------	--------------

## 募集方法

以下のとおり申し込んでください。

申込方法及び 申込書提出先	<p>・「岐阜県会計年度任用職員 特別教育活動支援員 採用選考申込書」に必要事項を記入し、次のいずれかの方法で申し込んでください。</p> <p>1：持参する場合 住 所：〒501-1184 岐阜市西秋沢2-363-1 岐阜本巣特別支援学校</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時 ただし、土曜、日曜、祝日、年末年始は除く</p> <p>2：郵送する場合 必ず郵便追跡が可能な特定記録郵便又は、簡易書留郵便にして、封筒の表に「岐阜県会計年度任用職員 給食配膳員採用選考申込書」と朱書きの上、下記住所へ郵送してください。</p> <p>なお、封筒の裏面には住所及び氏名を明記してください。 〒501-1184 岐阜市西秋沢2-363-1 岐阜県立岐阜本巣特別支援学校</p>
受付期間	<p>令和2年2月17日（水）～3月3日（水）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 郵送の場合は、3月3日までの消印があるものに限りま</li><li>す。</li><li>・ 申込書の記入内容等に不備がある場合は、受付できずに返送する場合がありますので、早めに申し込んでください。</li><li>・ 受付期間中でも書類審査で不合格になることがあります。</li></ul>

## 問い合わせ先

所属	岐阜県立岐阜本巣特別支援学校
電話	(058) 239-9712
FAX	(058) 293-9022
メールアドレス	C27398@pref.gifu.lg.jp